

アメリカの独立は「内部革命」か否か

——ロバート・E・ブラウン教授の見解をめぐって——

三 浦 進

一

十八世紀後半にイギリス領アメリカ植民地が本国から分離独立してアメリカ合衆国という連邦共和国をうちたてた事態を、アメリカ人は一般に早くから American Revolution とよんでいるが、これを真の意味の革命として把握しようとする動きは、二十世紀にはいつてから一部の人々の間に現われたものである。すなわち、十九世紀の末まで、アメリカの史家たちは一般に本国からの独立という表面的な現象のみに目をそそいでおり、そしてその結論はつねに、アメリカの独立はイギリスの専制政治に対するアメリカ人の自由の偉大な勝利である、となっていた。そこで二十世紀にはいると、こういう愛国者流の歴史解釈にあきたらない人々の間に、果してイギリスの対植民地政策は専制政治に類するものであつたであろうか、独立を指導した人々は本当に自由のために戦つたのであろうか、というような疑問が生じ、歴史学の

発達とあいまつて、ここに新しい見方が現われた。新しい見解に立つ人々は、イギリス本国とアメリカ植民地とを対等な立場で、客観的に考察しなければならぬとし、一方ではイギリスの政治権力に専制政治の色彩を否定するとともに、他方アメリカ植民地の内部にも深く目をそそぎ、そこに存在した前近代性、非民主制、利害や階級の対立などを指摘するようになった。植民地における選挙権のいちじるしい制限を論じたマッキンリー(McKinley)の政権獲得争いを重視したカール・ベッカー(Carl Becker)の憲法制定会議の各議員の経済的基盤を分析したビーアード(Beard)のチャーント・アリストクラシーの存在を指摘したシュレジンガー(Schlesinger)の当時のアメリカ植民地の社会状態を広汎に研究したアンドリュース(Andrews)など、二十世紀の初頭から新見解に立つ史家の著書論文が次々に現われたが、さらに時代が進むと、単に植民地内部の分析だけでは満足せず、アメリカの独立をフランス革命と同様に社会革命として把握しようとするジェーム

ソン Jameson)これを第一アメリカ革命と名づけて市民革命としてとらえるハッカー Hacker) などの見解も現われるに至つた。かくして American Revolution (以下に独立革命という) に関する新しい解釈——従来の英本国からの独立のみを考えた見解に対して、英本国からの独立のみでなく同時にアメリカ社会内部における革命でもあつたと考える新しい見解——は、今日では、内部革命説(“internal revolution”)とか二重革命説(“dual revolution”)とか名づけられ、ウイスコンシン大学のジェンセン Jensen)教授などによつて強く主張されているのである。

もちろん、新しい見解に対する批判も、過去五十年間にも少なからずあつた。しかし、その批判の多くは、アメリカ人の自由の勝利という従来の見方を残しておきたいとする感情的な面からなされたか、または歴史の見方ないしは解釈といった歴史理論の面からなされたものであつた。すなわち、新しい見方に立つ史家たちがイギリス本国を見なおして逆にアメリカ植民地の非民主的な点をあげき立てるのに対する感情的な反撥となされたか、あるいは新解釈をとる史家の多くが従来のいわば政治史的解釈では満足せずして社会経済史的解釈を重視したことに対する批判となされたものであつた。ビードが歴史の見方について、単に他の諸要素に比して経済的要素を重視しようとして用いたにすぎない“economic interpretation”(経済的解釈)という言葉が、あたかも経済関係をもつて歴史のすべてを見るかのごとく受けとられ、かれが建国の父祖たちを偉大な愛国者から単なる経済的受益者へ引きおろしたことに共に、はげしい非難を浴びたのは、そ

の現われでもあつたのである。そして批判の多くがそのようなものであつたからこそ、新見解はよくその批判に耐えることができ、今日アメリカ史学界の主流的地位を占めるに至つたのである。

ところが最近、ミシガン州立大学のロバート・E・ブラウン Robert E. Brown)教授が、内部革命説ないしは二重革命説(以下に内部革命説という)をまづこうから否定する見解を発表した。一九五五年に出版された Middle-Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691-1780. という著書がそれであるが、ブラウン教授の内部革命説に対する批判は、従来のような感情論や歴史理論によるものではなく、かれが数年かかつて集めた根本史料による実証的研究に基くものであるだけに、内部革命説をとる者にとつては無視できない存在であつて、アメリカの学界にも大きな反響をよんでいることと思われる。ひるがえつてわが国の現状をみると、わが国でアメリカ史研究者たちが、American Revolution を独立革命と訳し、この事態を革命として把握しようと努めるようになったのは、だいたい戦後においてであるが、最近ではアメリカ独立史の研究にたずさわる多くの人が内部革命説の見解に立ち、独立革命の革命性を強調するモノグラフがかなり作り出されている。従つて今回のブラウン教授の見解は、わが国の研究者の関心をよぶものでもあるのである。それゆえ、以下にブラウン教授の前掲書の内容を簡単に紹介しつつ、アメリカの独立を内部革命とみるべきか否かについて、考察してみたいと思うのである。

註

- (1) American Revolution と云う言葉はすでに一七八九年の合衆國第一議會の記録に出現し、以後今日まで慣用語として使用せられてゐる。(M. M. Mathews, ed. A Dictionary of Americanisms on Historical Principles, p. 1390)
- (2) Mckinley, Albert E. The Suffrage Franchise in America. (1905)
- (3) Becker, Carl L. The History of Political Parties in the Province of New York, 1760—1776. (1909)
- (4) Beard, Charles A. An Economic Interpretation of the Constitution of the United States. (1913)
- (5) Schlesinger, Arthur M. The Colonial Merchants and the American Revolution. (1918)
- (6) Andrews, Charles M. Colonial Background of the American Revolution. (1924)
- (7) Jameson, Franklin J. American Revolution Considered as a Social Movement. (1926)
- (8) Hacker, Louis M. The First American Revolution. (1935)
- (9) Jensen, Merrill. The Articles of Confederation. (1940); The New Nation. (1950)

II

ブラウン教授は前掲書で、まず、独立直前のマサチューセツツ植民地の社会を分析し、そこに封建遺制、マーチャント・オリガークー、選挙権の制限など、内部革命説の前提となる条件の存在を

すべて否定している。かれの説くところによれば、マ植民地社会において特許状に定められた四〇シングの土地所有または四〇ポンドの財産所有という選挙権資格は、論ずるに足らぬほど低額のものであり、誰でも選挙権を行使できるようなものであつた。農民のほとんどはそのくらいの土地はもつており、都市の職人もちよつと働けば、その程度の土地または財産を所有できるのであるから、マ植民地には一般にプロレタリアとか下層階級と称せられる者はほとんどいなかったと言つてよい。また一般に、東部沿海社会の富裕な商人が権力をもち西部の農民はその支配に服していたというようなこと——マーチャント・オリガークー——が言われるが、そういう事実もない。マ植民地の特許状の規定によれば、タウンの人口がたつた四〇人あれば一人の代議員を General Court (植民地議會) に送ることができるのであつて、西部の農民も自分たちの代表者を充分に政界に送ることができた。東部沿海地方のように人口の多いタウンは二人以上の代議員を出すことができたにもかかわらず、そういうことはまれにしか行われなかつた。その上、当時の課税台帳から見ると代議員は必ずしも富裕な階級の人ばかりではない。以上のような点からマーチャント・オリガークーの存在は認められないのであつて、植民地議會はむしろ農民勢力によつて占められていたと言つてよい。一方、マ植民地には entail (限嗣財産制) や Primogeniture (長子相続制) あるいは荘園制度といった封建遺制も存在せず、また、ほとんどの人が組合教会派の新教徒であつたが、他宗派の者に対して教会税の徴収や信教の束縛を行うこともなかつた。要するに独立直前

のマ植民地は、政治的にも経済的にも社会的にも一般に平等な社会であつて、内部革命論者が言うような階級対立は存在しなかつた。

それではなにゆえ独立という事態が起つたのか。内部革命の条件をすべて否定したブラウン教授は、次のように言うのである。

マ植民地には、中産階級を主体とするデモクラシー体制に基く社会秩序が確立していた。したがつてアメリカの独立を革命とよぶとしたら、それは社会秩序を改革するための革命と言うよりもむしろ、社会秩序を維持するための革命とすべきである。英本国政府はアメリカ植民地に対してそれほど圧制的(tyrannical)ではなかつたという説が今日では一般的であるが、本国政府の威厳を回復し重商主義政策を徹底させ帝国支配を強化するためにイギリス政府がとつた諸手段は、当時の人々の眼からみれば圧制(tyranny)にほかならなかつたことが史料によつてうかがわれる。ゆえにアメリカの独立は、このイギリス政府の圧制に抗してデモクラシー体制を維持しようとした革命であつて、アメリカ植民地内部における支配者と被支配者の政権獲得をめぐる争いは決して言えない。その証拠に、独立後の一七八〇年につくられたマサチューセッツ邦憲法は、独立前の一六九一年の特許状とあまり変わらない内容のものであつて、選挙権の財産資格の制限をゆるめるよりはむしろすこしきびしくしているなど、決して革新的なものとは言えず、革命によつて社会が大きく変革されたとは考えられない。

以上がブラウン教授の前掲書の大要であるが、この見解はあた

かも十九世紀史家の愛国的見解を復活するかのとき感がある。しかし内部革命説に対するこの反論は、従来のもののように感情論や歴史理論の面からなされてはいるのではない。かれはぼう大な量ののぼる、当時のタウンの記録(town record)、課税台帳、遺言検証簿(Probate record)、選挙報告、当時の内外人の言論や著作などの史料を用いて、実証的にこの結論をひき出しているのである。このような根本史料を用いた実証的研究に対して、それを持たない私のような者が批判を加えることは、ほとんど不可能であると考えられるのであるが、史料に基く実証的な批判はできないまでも、ブラウン教授の結論のひき出し方には、多少問題になる点があると思われる。以下に主な問題点をあげてみよう。

(一) ブラウン教授は内部革命説への反論のためになぜマサチューセッツをとりあげたのであろうか。このことには何もふれられていないので、その意図はわからないのであるが、最近のアメリカの学界の動向として、独立にあつて十三の植民地がそれぞれ動機や事情を異にしていたという、特殊性を一般性より重視する史学の傾向があらわれ、各植民地の個別研究が叫ばれるようになったのに応じたものと想像される。しかしブラウン教授が強調するまでもなく、ニュー・イングランドの植民地は、その地理的条件や植民地建設の背景や移民の性質から、大土地所有制や荘園制度を生み出さず、自営農民層が広汎に創出された土地で、中部や南部の植民地よりいつそう民主的であつたに違いないのである。十三植民地のうちそういう最も民主的な背景をもつた植民地をとりあげて、そのデモクラシーをいくら強調しても、それがただちに

独立革命の革命性を否定することにはならないのである。内部革命を否定するためにデモクラシーを用いるなら、むしろ封建貴族の私領地として建設された中部の植民地や、大土地所有制の発達した南部植民地をとらえて、これらの社会がいちじるしく民主的であつたという実証をなすべきである。もちろんブラウン教授もこの書の中で「マサチュセッツに関する限り」という言葉をしばしば用いて、民主的社会を十三植民地全体に及ぼそうとはしていないようであるし（そうしたがつていふしは見受けられるが）きくところによれば目下ヴァージニア植民地に関する実証的研究に従事されているとのことであるから、十三植民地全部において内部革命説が否定されるか否かは、まだわからない。

(二) ブラウン教授は、東部沿海地方の都市の職人たちは日当が二〜三シリングでヨーロッパの職人たちより良かったから、容易に土地や財産を獲得することができ、またわずか一八日ないし二七日分の日当で選挙資格を得ることができると言い（同書三四頁）、これによつて都市における下層市民の存在を否定しているが、果してそうであろうか。私は、かれが財産資格による選挙権制限の言うに足りないことを証明するために用いた史料から、ボストン附近のわずか一二エーカーの土地が一〇〇ポンドに評価されていることや（同書二七頁）、家屋や家財道具などが相当高価に評価されている（同書二九〜三六頁）のを見て、たしかにブラウン教授のいうように、それらの所有者にとつては財産による選挙資格の額がいちじるしく低額であることが言えるにしても、逆に日当二〜三シリングしか得られなかつた都市の職人層には、そ

ういう所有者になることがいちじるしく困難ではなかつたかと考える。食料品は比較的安かつたにせよ（同書一二頁）、衣料品をはじめとして日用品の多くがイギリス製品のため高価であり家賃も高かつた沿海都市における職人の生活は、ブラウン教授の言うほど楽なものではなく、裸で家屋にも住まず飲まず食わずで働くならいざしらず、有権者となるに必要な低額な財産の所有すら、かなり困難であつたと思われる。その証拠に、ボストンの人口は一七七〇年代に一六、〇〇〇人程で（同書二七頁）、ブラウン教授の言うようにそのうち成年男子の数は五分の一ないし六分の一とみても、（同書五二頁）三、〇〇〇人ほどになるにもかかわらず、当時のマ植民地総督ハッチンソン Hutchinson は有権者の数を一、五〇〇人と見ており（同書五〇頁）、また実際の投票数はそれよりはるかに少いのである。ブラウン教授の言うように、一般民衆の選挙に対する無関心を認めるにせよ、やはり選挙資格に達しないほどの下層市民も東部沿海都市にはかなり存在したことを認めないわけにはいかない。

(三) ブラウン教授はマ植民地の住民のほとんどすべてを中産階級として把握しているが、この中産階級という言葉が問題である。中産階級という概念は、所有する富の大きさによつて社会の人々を区別したものである。しかし革命の理解に必要なのはこのような階層の別ではない。社会の人々が主としてどのような手段によつて各自の財産を蓄積したかということ、言い換えれば富の獲得の手段によつて社会の階級を区分する必要があるのである。

この富の獲得の手段こそ政治権力に結びつくものであり、その政権が大きく変革されるか否かによつて、ある事件が革命であるか否かの議論が成り立つからである。ブラウン教授は、当時の社会では一人の人間が同時に商人であり職人であり農民であることもあるし、植民地人が、ごく少数のポストを除いて、大部分の官吏の職に誰でもなり得たから、そのような階級の別はつけられないとしている。しかし私は、ボストン附近のわずか一二エーカーの土地が一〇〇ポンドもするところから、テーラー Robert R. Taylor 教授のすでに指摘しているように、(一)そこにすさまじい土地投機を想像せざるを得ない。ブラウン教授は農村の土地所有者をほとんどすべて農民としてとらえているが、それがこの時期において果して適当なものか否か、甚だ疑問である。十八世紀後半に西欧社会の一部分をなしていたマ植民地は、重商主義経済によつてイギリスないし西欧社会と経済的に結びついているのであつて、決して自然経済の社会ではありえない。交換経済の社会である以上、農民や職人といつた直接生産者を階級としてとらえると共に、その上に立つてかれらの生産手段や生産物の流通過程に寄生して富を生み出す投機業者や商人、さらにはそれらの上にイギリス政府の権力を行使することによつて生活している官吏などを、それぞれ階級として把握することが必要なのである。ブルジョア革命の論議に必要なのは、富の所有の有無や大小ではなくして、それがいかに生じ、どのように使用されているかということであつて、このような観点から社会階級の区別を行わない限り、革命の理解は不可能なのである。

(四) ブラウン教授は、土地あるいは財産の所有者は誰でも参政権をもつことができ、マ植民地では大部分の人がその所有者であるから、オリガーキーというものはありえないとしているが、これも問題である。これは参政権と政治権力とを混同したのである。政治権力は参政権者のすべての意向を反映してつくられるものではない。さらに代議制の場合には代表者は有権者すべての利益代表とはなりえない。ブラウン教授は、マ植民地議会はマーチヤント・オリガーキーというよりもむしろ農民勢力によつて占められていたと言うが、農村からの代表の数の多いことが直ちに強い勢力を持つと言えるであろうか。今日のように労働組合とか農民組合とかが結成され、組織の力がその代表を議会に送りこんでいる場合と異つて、農村の代表は村の代表であつて必ずしも農民階級の代表とはいえない。その上、新聞雑誌などもかなり発達し情報などをいち早く得ることのできた東部の人々、西部にくらべてかなり高度の文化生活を送つていた東部の人々、これに対して西部農村の代表たちが何のひけ目も感じないで対等に発言し得たであろうか。さらに西部の農産物とその市場を東部沿海社会とし、商人たちによつてその価格を左右された事情を考えれば、西部の農村の代表の数がいかに多くとも、かれらの発言が議会の主導力となつたとは考えられないのである。

(五) ブラウン教授は独立革命は「社会秩序を維持するための革命」であると言つているが、果してそういう革命という概念があるのであろうか。私の考えでは、政治権力の変革を中心としてこれに伴つて社会の秩序が大きく変革する場合、これを革命という

のではないかと思う。したがってブラウン教授の言うような言い方は、結局、独立革命は内部革命ではないというに等しいのである。それはともかくとして、ブラウン教授は、独立して一国家となつたマサチューセツツ邦においてつくられた一七八〇年の邦憲法が、独立前の一六九一年に英国王より下された特許状に比して、決して革新的なものであるとはいえないことを、その証拠として挙げ、前掲書の著述を終つてゐる。しかしこれが問題である。イギリスの国家権力およびこれと結びついた植民地の政治勢力を排斥することにより、重商主義の束縛をうけない自由な経済活動が行われて、そこから新興の勢力が擡頭してくるのは、ほぼこの年以後においてなのである。この年以後合衆国憲法制定の間に現われる商工業者・金融業者と農民との間の争い、とくにシェーズの叛乱や、合衆国憲法の承認をめぐる争いなど、独立革命を内部革命とみなしうるか否かの鍵は、この時期の諸現象の中に存在していると考えられる。ピューリタン革命やフランス大革命の革命たるゆえんは、国王の処刑にのみあるのではなく、またその時をもつて革命の終りとされるのではない。それ以後における共和派ないしは議会内の政権獲得争い、そして政権を獲得した階級による新秩序の樹立にこそ、社会秩序の変革が見出されるのである。アメリカ独立革命の場合にもそれが言えるのであつて、ブラウン教授のように一七八〇年までで叙述を止まつたのでは、社会秩序が変革されたか否かはわからない。

(六) ブラウン教授は、イギリス本国の政府は圧制的であつたが、植民地の社会はデモクラシーであつたという対置をしている

が、この対置のさせ方が問題である。およそ政治権力というものは社会に遊離して存しうるものではない。本国政府が圧制的であらうと民主的であらうと、その権力は植民地に住む政府官吏をはじめとして、植民地の人々を通じて行使される。したがつて政権は英本国に存在するだけでなく、アメリカ植民地にも存在するはずである。とくに、ブラウン教授の言うように、植民地に広汎な自治権が与えられ、植民地人の多くが官吏になりえたアメリカ植民地に対しては、イギリスの国家権力は、特別の場合を除いて、植民地の自治機構を通じて植民地人一般に行使されたのである。したがつて本国の政策に対しては、それを圧制的であると考えざるばかりでなく、適当な政策であるとか、自己の利益になるとか考える者や無批判に服従する者も必ずいたはずである。そういう勢力は、イギリス国王の任命による官吏のみで構成されていたのではなく、植民地人の自治機関である植民地議会やタウン・ミーティングにも存在していることは、ブラウン教授の掲げた史料や文献の中にもうかがうことができる。そのような勢力、すなわち国王の任命官である総督だけでなく、その総督の任命による植民地法廷の裁判官、あるいは治安判事、さらには独立に際して国王派 *Royalists* となつた人々に目をそそぐことが必要であるのに、ブラウン教授の前掲書には、それらの人々の財産の分析とか、日常の業務とかについて何もふれられていないばかりか、*Royalists* という言葉すらほとんど出ていないのである。内部革命か否かの理解には、これら国王派の植民地人の分析こそ必要なのであつて、この人々を無視したのでは真の理解はありえないであらう。

要するに、ブラウン教授のように、植民地人をすべて英本国人に対立するものごとく一括してとりあつかい、これを中産階級というばくぜんとした階級概念でとらえ、さらにその社会秩序をデモクラシーというこれまた広汎な概念でひとつの色に塗りつぶしている限り、政権の変革とか社会の変革とかは見出されないであろう。したがってブラウン教授がこの観点からいくら内部革命を否定しても、それは内部革命説に対する反論にはならないのである。

註

(1) The Mississippi Valley Historical Review, Vol. XL III,

No.1 (June, 1956), p. 112. © Robert J. Taylor の書評。

(2) *ibid.*; The William and Mary Quarterly, 3rd. Ser.,

Vol. XIV, No.1 (January, 1957), p. 103. Raymond

P. Stearns の書評のことにならる。

三

以上のようにブラウン教授の見解には、若干の問題点がふくまれている。その実証的研究によつて、内部革命説が一律にくつがえされたとは決して言えない。しかしながら、内部革命説に立つ人々の多くが従来あまりにも重視しすぎたきらいのある封建遺制、信教の不寛容、都市の労働者の役割、貧富の差の大きいこと、選挙権の制限などを、同教授が実証的に批判し否定したことは、有意義な事と考へねばならない。なぜなら、独立直前のアメリカ植民地社会を考へる場合に、これらのものをそれほど重視す

る必要はない、と私は思うからである。

まず、封建遺制や信教の不寛容についていえば、これらが革命の主要な問題となるのは、絶対王政をうち倒すための革命においてである。アメリカの独立の対象となつたイギリス政権は絶対王政ではなく、いわばブルジョアの支配する政権であつて、絶対主義はすでにピューリタン革命および名誉革命においてうち倒されていたのである。封建遺制や信教の不寛容については、内部革命説の立場に立つジェンセン教授ですら、問題にはならないといふのである。(1)

次に都市の労働者や貧民は、暴動などによつて革命をおし進める力になりうるけれども、ブルジョア革命においては彼らは革命の中心勢力ではない。そしてこの時期の都市の住民の多くはいわゆる職人や職工であつて今日の意味の労働者でないことや、ヨーロッパにみられるようないぢるしい貧富の差がアメリカに見られなかつたであろうことも、当時の産業構造および封建的特権身分や大企業産業を有しなかつたアメリカの事情を考へれば、ブラウン教授の実証をまつまでもなく、おおよそ想像されるのである。

さらに選挙権について言えば、世界の歴史において、参政権の獲得ということが革命の主要な目標の一つになるのは、十九世紀にはいつてから、すなわち真の意味のプロレタリア階級が発生してからであつて、それ以前の革命、たとえば十七世紀のピューリタン革命や十八世紀末のフランス革命などの主要な目標は特権、とくに経済的特権の廃棄ということである。従つてアメリカ独立

革命の内部革命か否かを論ずる際には、以上のような事がらよりも、経済的特権の存在、それを享受している階級の存在の有無に重点が置かれねばならないのである。

以上のような事がらを強調する考え方は、内部革命説が、従来あまりにも自由や民主制を強調しすぎた愛国者的見解に対する批判から生まれたという史学史的背景をもつてのことや、またジェームソンによるフランス大革命との比較研究によつて推進されたという事情に基いており、このため、革命の条件設定と見られるべきアメリカ社会内部の非民主制の追及にあまりにも重点が置かれすぎたところにあやまりが生じたのである。独立直前のアメリカ社会は、大革命前のフランスのアンシャン・レジームの社会とは、たとえ時代がほぼ同じであつても、そこにいちじるしい相違があることを認識しなければならぬ。その意味でブラウン教授の研究は、この認識を誤つた人々に反省を与えるものと思われるのである。

以上、ブラウン教授の見解についていろいろ批判的なことを述べたが、結論として言えることは、選挙権に関する限り、独立直前の十三植民地の多くが財産資格によつて少数の人にしか参政権を与えていなかったという内部革命論者の主張は修正されるべきであつて、多くの人びと、とくに農村において大部分の人が有権者であつたとするブラウン教授の見解をマサチュセツツに関する限りは受け入れねばならないと思う。なぜならブラウン教授は、内部革命論者の多くが今から五十年以上も前に書かれたマッキンリの著書⁽²⁾に掲げられた有権者に関する誤つた数字を無批判に

再引用しているとし、これを実証によつて批判しているからである。しかしながら、彼は経済的特権の追及に関しては何も行つていないのであるから、この見解がただちに内部革命説を全面的に否定することには決してならないのである。アメリカの独立が内部革命であるか否かは、経済的特権の存在の有無、その政治権力との結びつき、さらにはそれが新政治権力によつて、どのように廃棄されたかという点について、議論されるべきであらう。しかしこの点については、いまだアメリカの学界においても明白には解明されていないようである。(一九五八・一一・一八)

註

(1) メール・ジェンセン「アメリカ民主主義傳統の諸起源」(木村健康編「アメリカ的思惟の展開」、一九五五年、東大出版会、所収)参照。ジェンセン教授は、アメリカの大多数の植民地は金儲けを目的とする商人や地主たちによつて建設され、かれらは自由な土地や自由な信教を約束することによつて移民を招致し得たのであつて、この移民の性質上、封建的土地所有や宗教の不寛容は、永続性をもたなかつたとしてゐる。

(2) Mckinley, Albert E. The Suffrage Franchise in the Thirteen English Colonies in America. (1905)

〔附記〕この稿は、その一部を一九五八年十一月三日、京都大学で開催された西洋史読書会大会において口頭発表したものである。その際、大阪大学の今津晃氏より種々の有益な御意見をいただき、それにより私は自分の思考の誤つた点を訂正することができた。この紙上を借りて同氏に深く感謝致します。